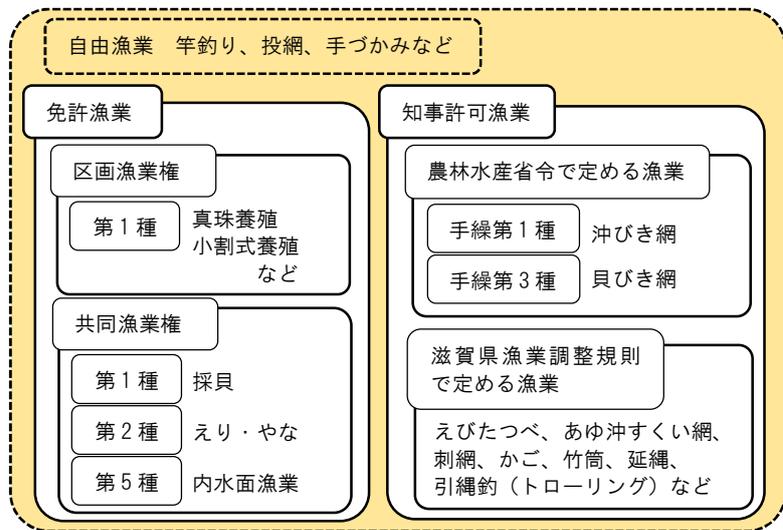


2 漁業制度

(1) 滋賀県の漁業制度

滋賀県では、漁業法に規定される免許漁業のほか、農林水産省令または滋賀県漁業調整規則で定められた知事許可漁業が営まれており、これら漁業の操業にあたっては、知事の免許や許可を得る必要があります。また、水産資源保護法や滋賀県漁業調整規則、海区漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会の指示（委員会指示）によって、一定



の漁具の使用や漁法などが規制されています。こうした漁業制度によって、漁場の利用秩序の確立と水産資源の保護を図っています。

(1)-1 免許漁業

漁業権とは、知事の免許を受けた特定の水面において、排他的に一定の漁業を営む権利を指し、これに基づいて営む漁業を免許漁業（または漁業権漁業）といいます。漁業法第60条には漁業権の種類として定置漁業権、区画漁業権および共同漁業権の3種類が規定されていますが、滋賀県ではそのうちの区画漁業権と共同漁業権が設定されています。これらの免許漁業を営む場合は、知事に申請して免許を受ける必要があります。

① 区画漁業権

水面を区画して養殖漁業を営みます。

● 第1種区画漁業

一定の区域内において、石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖漁業です。小割式養殖業（生け簀を設置して、アユ、コイなどを養殖するもの）と真珠養殖業（養殖棚を設置して、施術したイケチヨウガイを吊るして淡水真珠を生産するもの）、簡易垂下式真珠母貝養殖業（真珠養殖業と同様の方法により真珠養殖用の母貝を生産するもの）があります。

② 共同漁業権

一定の水面を漁業者が共同利用して漁業を営みます。

● 第1種共同漁業

藻類、貝類または農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業です。琵琶湖ではシジミなどの採貝漁業が設定されています。

- 第2種共同漁業

網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で、えり漁業など(→p. 1)の小型定置網漁業や、やな漁業(→p. 2)が含まれます。

- 第5種共同漁業

内湖や内水面(河川など)において営む共同漁業で、第1種共同漁業以外のものをいいます。漁業権の免許を受けた漁業協同組合が制定する「漁業権行使規則」に基づき、小型定置網漁業、刺網漁業、かご漁業、竿釣漁業など、その水面の特性に応じた様々な漁業が営まれています。

※なお、内水面では漁協に属さない遊漁者も漁業権の対象魚種を採捕することができますが、漁協が定めた「遊漁規則」(漁具・漁法の制限や遊漁料金を定めた規則)に従う必要があります(漁業権行使規則、遊漁規則の制定にあたっては知事の認可が必要)。

(1)-2 知事許可漁業

知事許可漁業とは、原則として禁止されている漁業について知事が個別に解除し、営むことができるようにした漁業のことです。漁業法第57条第1項の農林水産省令で定めるもの(省令定知事許可漁業)と、滋賀県漁業調整規則第4条で定めるものがあります。これら漁業を営もうとする者は知事の許可を受ける必要があります。

また、漁業権漁場などを除く河川などにおいて四手網により水産動物を採捕しようとする者は、滋賀県漁業調整規則第33条に基づき知事の許可を受けなければなりません。

① 省令定知事許可漁業

- 小型機船底びき網漁業

総トン数15トン未満(琵琶湖では5トン未満)の動力船で底びき網を使用して行う漁業。琵琶湖ではあゆ沖びき網漁業、ごり沖びき網漁業、その他沖びき網漁業(→p. 2)、貝びき網漁業(→p. 2)に分けられます。

② 滋賀県漁業調整規則で定める許可漁業

- えびたつべ漁業(→p. 2)
- あゆ沖すくい網漁業(→p. 3)
- 刺網漁業(→p. 3)
- 追さで網漁業(→p. 3)

滋賀県漁業調整規則第4条では以上の漁業のほか、延縄漁業、引縄釣漁業など、合わせて12種類の漁業が規定されています。

(1)-3 禁止漁具・漁法

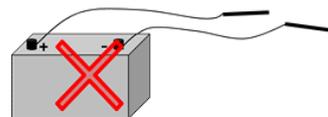
次の漁具や漁法で水産動植物の採捕を行うことは禁止されています。

① 水産資源保護法によるもの（水産資源保護法第5条・第6条）

- 爆発物を使用する漁法
- 有毒物を使用する漁法

② 滋賀県漁業調整規則によるもの（滋賀県漁業調整規則第37条・第40条）

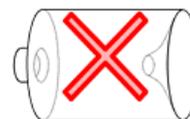
- 潜水器（簡易潜水器を含む。）
- 発射装置を有する漁具
- びんづけ（ガラス以外の材質を使用する漁法を含む。）
- 水中に電気を通じてする漁法
- 動力を使用する瀬干漁法
- 柳の根または藻類を使用し、モロコを誘致してする漁法
- 押網・やすによる採捕
（5月1日から7月31日までの日没から日の出までの間）



× 水中に電気を通じてする漁法



× 発射装置を有する漁具



× びんづけ



× 引縄釣

③ 委員会指示によるもの

- 集魚を目的とした照明器具を使用する漁具・漁法
- 引縄釣（10月1日から11月31日までの間）
- 遊漁者による船舶を用いたビワマス採捕（承認を受けた者を除く）

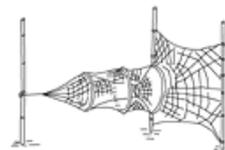
(1)-4 遊漁者の漁具・漁法の制限

遊漁者が用いることができる漁具・漁法は以下のものに限られています。

（滋賀県漁業調整規則第43条）

- 投網（船舶をしないものに限る）
- かご（もんどり等のかご形状の漁具）（河川などに限る）
- 竹筒（河川などに限る）
- 押網
- 搔網（貝搔網は除く）
- さで網
- 竿釣および手釣
- やす
- 採藻具
- 徒手採捕（イケチョウガイの採捕は除く）
- 置針

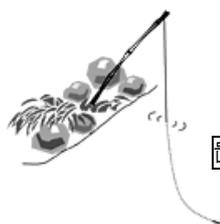
もんどり



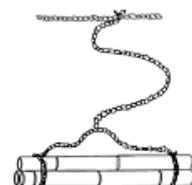
投網



置針



竹筒



(2) 県内市町別免許・許可状況

(2)-1 漁業免許件数（令和5年4月1日現在）

種別 市町名	共 同					区 画			計
	第一種	第二種		第五種		第一種			
		小型 定置網	やな 四手網	海区 (琵琶湖)	内水面	真珠 養殖	小割式 魚類養殖	簡易垂下式 真珠母貝 養殖	
大津市		24			4	1			29
彦根市		1							1
長浜市		23	3	1	5		2		34
近江八幡市	2	7		1		5	2	2	19
草津市		4		1		1		1	7
守山市		8				4		1	13
野洲市	1	5							6
甲賀市					1				1
高島市		19	4		4				27
東近江市		2			2				4
米原市			1	1	1				3
日野町					1				1
多賀町					1				1
合計	3	93	8	4	19	11	4	4	146

※市町の別は漁場の所在による

(2)-2 漁業許可（採捕許可※）件数（令和5年4月1日現在）

種別	手繰第1種			第3 手繰	刺網	追 さ で 網	沖 す く い 網 あ ゆ	小型定置網	
	沖 び き ご り	沖 あ ゆ び き	沖 そ の き 他					え り	川 え り
定数	150	150	160	100	550	-	-	-	5
許可数	85	82	88	89	376	11	40	2	1

種別	や な	地 び き 網	引 縄 釣	よ し 巻	延 縄	え び た つ べ	も ん ど り	竹 筒	四 手 網	合 計
定数	4	11								
許可数	2	0	216	4	264	140	161	172	2	1,740

※「四手網」は内水面における採捕許可